

(仮称)福井市新ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定

福井市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じ、(仮称)福井市新ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じ、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和3年6月25日

福井市長 東村 新一

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定について

令和3年6月

福井市

目次

第1章 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称	1
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
3. 公共施設等の管理者	1
4. 事業目的	1
5. 本施設の概要	1
6. 事業方式	2
7. 事業期間	2
8. 事業期間終了後の措置	2
9. 本事業の対象となる業務範囲	2
10. 事業者の収入について	4
第2章 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価	5
1. 評価方法	5
2. DBO方式として実施することの定性的評価	5
3. 本市の財政負担見込額による定量的評価	6
4. 総合評価	7

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 エネルギー回収型廃棄物処理施設

種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

福井市長 東村 新一

4. 事業目的

福井市クリーンセンターは、平成3年4月の稼動以来、これまで老朽化に伴う設備等の改修や修繕、また長寿命化のための大規模改修工事等を行ってきたが、令和7年度には耐用年数を迎える。そのため、本市におけるごみの適正処理を維持する必要があることから、令和8年度稼動に向けた新たなごみ処理施設の整備が必要となった。

新ごみ処理施設の整備にあたっては、焼却により発生する熱の有効活用(発電、余熱利用、再資源化等)等を図り、安定的なごみ処理の継続性の確保及び防災拠点としての整備を目指すことになった。

新ごみ処理施設においては、高性能、最新のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名称：(仮称)新ごみ処理施設
建設予定地：福井県福井市寮町50字外
事業実施区域面積：約56,000m ² 現施設敷地の西側隣接地を造成(別発注)

工場棟	1) 処理方式：焼却ストーカ方式 2) 施設規模：265 t/日（132.5 t/日×2炉 1日あたり24時間） 5.5t/5h（可燃性粗大ごみ破砕機） 3) 処理対象物 ア 可燃ごみ イ 可燃性粗大ごみ ウ 災害廃棄物（緊急時） 4) 発電設備：設置あり
関連施設	計量棟、洗車場、余熱利用設備、駐車場、構内通路、植栽、門扉等

6．事業方式

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

事業者は、建設事業者として本施設の建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社を設立する。当該特別目的会社は20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

7．事業期間

事業期間は次のとおりとする。

1) 設計・建設期間 : 特定事業契約締結日から令和8年3月31日まで

2) 運営期間 : 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで（20年間）

8．事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後35年以上の使用を前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

本市及び事業者は、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目（令和22年4月以降）から、本市及び事業者は協議を開始する。

9．本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本事業の範囲は次のとおりとする。

1) 事業者が行う業務

本施設の設計に関する業務

ア 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

イ 本市のその他許認可申請支援

ウ 本市の交付金申請支援

エ 本施設の設計

- オ 既存管理棟改修の設計
- カ 本施設の設計のセルフモニタリング
 - 本施設の建設に関する業務
- ア 建設工事に係る許認可申請等
- イ 本市の交付金申請支援
- ウ 住民等対応業務
- エ 本施設の建設
- オ 既存管理棟の改修
- カ 本施設の建設のセルフモニタリング
 - 本施設の運営に関する業務
- ア 受付業務
- イ 運転管理業務（焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲。）
- ウ 維持管理業務
- エ 環境管理業務
- オ 防火・防災管理業務
- カ 保安・清掃業務
- キ 施設見学者（一般見学者）及び住民等対応業務
- ク 情報管理業務
- ケ 運営のセルフモニタリング
- コ その他これらに付帯する業務

2) 本市が行う業務

- 本施設の設計に関する業務
- ア 用地の確保
- イ 住民対応
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設のその他許認可申請手続
- オ 本施設の設計モニタリング
- カ その他これらを実施する上で必要な業務
 - 本施設の建設に関する業務
- ア 住民対応
- イ 用地の造成
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設の建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務
 - 本施設の運営に関する業務
- ア 住民対応
- イ 運営モニタリング
- ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- エ 残渣運搬・最終処分業務

- オ 売電に関する契約業務
- カ 資源物の売却に関する契約業務
- キ 既存管理棟の運営・維持管理業務
- ク その他これらを実施する上で必要な業務

10. 事業者の収入について

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書において示す。

1) 本施設の建設業務に係る対価

本市は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費を建設事業者に支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

ただし、売電収入は本市へ帰属し、本市から運営事業者に対して一部インセンティブを付与する。

第2章 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1. 評価方法

本事業をPFI法に準じた事業（以下「PFI等事業」という。）として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行った。

- ・DBO方式として実施することの定性的評価
- ・本市の財政負担見込額による定量的評価
- ・上記による総合的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定にあたっては、運営事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2. DBO方式として実施することの定性的評価

本事業をDBO方式として実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 一括受注による運営・維持管理の効率の向上

本事業の設計・建設及び運営・維持管理を事業者が一貫して実施することにより、施設の設計に運営事業者の意見が反映され、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運転・維持管理の実施が可能になることが期待できる。

2) 長期的な視点に基づく運営維持管理の質の向上

DBO方式で長期的かつ包括的に委託することで、事業者が運営期間全体を通じ、ノウハウを持った人材の継続雇用や長期的な視野での業務改善、効率的な調整等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

3) リスク分担の明確化による事業の安定性の向上

事業の実施にあたり、事故や金利の変更、天災など、事前に予測できない不確定要素による事業の損失が発生する可能性について、あらかじめ本市と事業者が適正なりリスク分担を行うことにより迅速かつ適切な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

3. 本市の財政負担見込額による定量的評価

1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が民間事業者に単年度委託する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

事業費などの算出の考え方

項目	本市が事業者 に単年度委託	DBO方式	算出根拠
設計・建設業務 に係る費用の 算出方法	・建設費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO方式の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 ・本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 ・造成工事費は別途発注予定であることから、本評価には含まない。
運営・維持管理 業務に係る費 用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・用役費 ・維持管理費 ・リスク調整費 / 保険料 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO方式の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 ・本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 ・売電による収益は本評価には含まない。
資金調達にか かる費用の算 出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金 ・起債 ・一般財源 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金については、交付対象額をプラントメーカーの見積等から設定。 ・起債については、交付金対象額から交付金を控除した金額に対して90%、建設費から交付金対象額を控除した金額に対し外75%を各々充当する。元金償還期間は17年（据置期間3年）、起債金利は近年動向を踏まえて設定。
税金		<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税 ・法人税実効税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種税率より設定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工事 業発注支援 ・施工監理費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業発注支援 ・施工監理費用 ・運営モニタリ ング費用 ・開業費 ・一般管理費 (SPC経費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントへのヒアリング等によって設定。

交付金：環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び循環型社会形成推進交付金を予定

VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠・理由
割引率	0.435%	・過去5年間の国債(20年債)の利率から設定
物価上昇率		・物価変動は考慮しない。
リスク調整値		・公表に際しての十分なデータは収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識。 ・第三者賠償保険料等を想定し、他の事例から5,000千円/年間と設定。

VFM(Value For Money) : 支払に対して最も価値の高いサービスを供給する考え方の事。ここでは、本市が自ら実施する場合とDBO方式として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

リスク調整値 : 特定事業として実施する場合には、従来方式で本市が負担していたリスクのいくつかは民間事業者に移転する。このリスクが顕在化した場合、従来方式では本市に追加費用が必要となるが、DBO方式では本市に追加費用は発生しない。この差額(効果)を意味している。

2) 財政負担見込み額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市が自ら実施する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算のうえ比較すると以下のとおりとなる。

項目	財政負担見込額	備考
本市が自ら実施する場合	約350億円	設計・建設を一括して発注し、運営・維持管理を市が自ら実施
DBO方式として実施する場合	約330億円	設計・建設、運営・維持管理を一括して発注
VFM(金額)	約20億円	-
VFM(割合)	約5.47%	÷

財政負担見込額については、交付金を歳入として考慮している。

4. 総合評価

本事業は、DBO方式として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、約5.5%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO方式として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。